

預金保険法第 80 条に基づく業務及び  
財産の状況等に関する報告書

平成 23 年 3 月 31 日  
日本振興銀行株式会社 金融整理管財人  
預金保険機構

## 目 次

	頁
I. 日本振興銀行株式会社が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯	
1. はじめに .....	1
2. 経営悪化の原因 .....	2
(1) 当行を取り巻く環境 .....	2
(2) 収益面の問題 .....	3
(3) 旧経営陣による経営方針の変化 .....	3
(4) 「中小企業振興ネットワーク」関連取引の問題点 .....	4
(5) 債権譲受けによる二重譲渡問題 .....	6
(6) ガバナンス・コンプライアンス上の問題点 .....	7
(7) 小括 .....	7
3. 管理を命ずる処分までの状況 .....	8
(1) 業務停止命令を受けるまでの状況 .....	8
(2) 管理を命ずる処分までの状況 .....	8
II. 日本振興銀行株式会社の業務及び財産の状況	
1. 与信業務 .....	9
2. 預金業務 .....	10
3. 投資等業務 .....	10
(1) 投資有価証券 .....	10
(2) 商品有価証券 .....	11
(3) 投資信託 .....	11
4. 外為業務 .....	11
5. 固定資産の状況 .....	11
6. 不良債権の状況 .....	11
7. 子会社・関係会社の状況 .....	12
8. 財務全体の状況 .....	12
III. 日本振興銀行株式会社に係る事業譲渡の見込み	
1. 基本方針 .....	14
(1) 早期譲渡 .....	14
(2) 資産の劣化防止 .....	14
(3) 経費の節減 .....	14
(4) 再承継（民間受皿）金融機関の早期確保 .....	14
2. 具体的施策 .....	14
3. 事業譲渡の見込み .....	14

## I. 日本振興銀行株式会社が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯

### 1. はじめに

当行は、平成 22 年 9 月 10 日、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁長官より同法第 74 条第 1 項に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けるとともに、同法第 77 条第 2 項に基づき、預金保険機構が金融整理管財人に選任されました。

金融整理管財人は、同法第 80 条に基づく「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受け、当行が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

本調査作業は、平成 22 年 9 月 10 日に金融庁長官より金融整理管財人に選任された後、直ちに開始いたしましたが、時間的制約もあり、その内容については現時点に至ってもなお全ての事項を網羅するに至っておらず、事実関係の把握も十分ではない可能性もあるかと思われまます。しかしながら、この点につきましては、同法第 83 条に基づき、現在、旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を進めているところであり、管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等につきましても、今後さらに解明していくことが出来るものと考えております。

## 2. 経営悪化の原因

### (1) 当行を取り巻く環境

当行が設立された平成10年代半ばは、バブル経済の崩壊、平成金融危機を経て、金融機関における不良債権処理の停滞と金融機能の低下が大きな問題となり、邦銀の海外市場における資金調達に際してジャパン・プレミアムが発生する等、不良債権問題が、我が国金融機関の課題として注目されていた時期でした。

そうした状況の下で、平成13年6月、政府の経済財政諮問会議において、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（骨太の方針）が閣議決定され、同年10月には「改革先行プログラム」が示されました。この中で、「不良債権処理を強化するとともに金融の活性化を図る。これと同時に、他の分野における構造改革を推進することにより、遅くとも集中調整期間が終了する3年後には不良債権問題の正常化を図る」旨が謳われ、より強固な金融システムの構築を目指すこと等が示されました。また、第151回国会（平成13年1月～6月）においては、預金保険機構による健全金融機関等からの資産買取りの申込み期限を平成16年3月まで延長する金融再生法改正案が成立しました。

このように、当時は、我が国全体の問題として、金融機関の不良債権問題を早期に解決していくことが求められる環境にありました。

こうした状況を反映して、当行は銀行開業（平成16年4月）にあたり、設立目的等につき、次のとおり公表しています。

『 日本振興銀行の設立目的は、将来性・成長性のある中小新興企業に利便性の高い資金調達手段を提供し、日本経済のより一層の活性化に寄与する事にあります。

日本振興銀行では、業務領域を、中小新興企業への融資と、一般の方々への定期預金のみにて特化し、店舗の1ヶ所集中、役職員の少数精鋭化などで各種コストを抑えた効率的な経営により、預金者の方々へは、元本保証の上、金利は年0.65～1.0%（期間：4月21日（水）～5月31日（月））と安全で有利な運用手段を提供します。

そして、このお預かりしたご預金を、将来性・事業性、さらには経営者の資質や熱意といった部分まで含めた厳正な審査を経た有望な中小新興企業への融資として運用し、成長発展の可能性ある中小新興企業を積極的に応援すると共に、預金者の方々へはさらに好利率での還元を目指していきます。

また、中小新興企業への融資業務に特化することにより、従来の過剰な担保主義を脱し、経営者・事業内容重視の審査に基づいて、従来の銀行では資金調達が困難だった中小新興企業の支援を実現したのも大きな特徴です。 』

このように、当時における我が国金融部門全体の機能が低下する中で、中小企業金融に主たるターゲットを絞って業務展開を行っていかこうとする銀行設立当初の業務方針は、当時としては、時代のニーズに応じたものであったと理解されました。

## (2) 収益面の問題

こうした経営環境の下で、当行は営業を開始しましたが、営業初年度にあたる平成16年度は、開業費用の計上から、経常損失(△19億円)を計上しました。また、平成17年度も、貸倒引当金の積み増しから、経常損失(△14億円)を計上しました。平成18年度には、営業拠点を新設する等して貸出先数の増加を図ったものの、他方で多くの延滞の発生に伴い貸倒引当金繰入が増加したため、経常損益ベースでは引き続き損失計上(△8億円)となりました。このように、設立後の一定期間は、貸出の延滞の継続的な発生等が影響する形で、本業の赤字体質からの脱却が難しい状況が続きました。

このように赤字が続いた背景には、中小企業向け融資が伸び悩む中、経営陣が融資案件への積極的取組みを指示し、案件審査・リスク管理が丁寧に行われず、ロスの発生が重なったという事情が見受けられます。

しかし、平成19年度には、預金・貸出とも増加し、初の経常損益黒字(4億円)となりました。当期中に当行は、複数のノンバンクより総額500億円弱の債権譲受けを受けています。平成20年度には、貸出3,134億円、預金4,024億円と業容は急拡大し、29億円の経常利益を計上、自己資本比率は9.63%となりました。

こうした実績には、ノンバンク等からの債権譲受けや後述する「中小企業振興ネットワーク」参加企業への大口融資等が寄与していますが、一方でこうした貸出債権の増加は、当行に対して債権管理・内部統制面で大きな課題に直面させるところとなりました。この頃から当行自身も、対処すべき経営上の課題として、「ノンバンクからの買取債権の増加、従業員数の増加並びに全国展開に対応できる法令遵守、顧客保護等管理体制およびリスク管理態勢の強化」を明示的に意識するところとなりました。

## (3) 旧経営陣による経営方針の変化

以上のように木村剛元会長以下の旧経営陣は、当行設立以来、「中小企業金融支援」という時代的要請がある中で、収益面で十分な成果を上げることが出来ない状況が続いたことから、信用貸出への慎重な取組みと保証付貸出の推進を打出す一方、債権譲受けを通じた業容の拡大、「中小企業振興ネットワーク」の構築とこれを通じた融資の拡大・業務の推進により、打開を図っていきました。

このうち、債権譲受けについては、上記収益動向にみる通り、特に平

成 20 年秋以降、ノンバンクからの債権譲受けを本格化させることにより、業容の急拡大が図られました。また、保証付貸出へのシフトについては、貸出における多くの延滞発生という事態に対処するために推進されたものです。その際、「中小企業振興ネットワーク」（次項参照）に所属する保証会社等がこうした保証業務の中心となりましたが、保証会社自身が実態的に融資のデフォルトを処理していただくだけの体力を持たなかったため、当行請求に基づく保証履行に当たって、資金面の支援を中小企業振興ネットワーク関連会社ひいては当行融資に依存していたという事情がありました。この結果、銀行本体の財務の健全性を維持するために推進した保証付貸出の推進が、その効果を発揮せず、かえって銀行融資の実態を適切に反映しない取引に繋がっていった面が見受けられました。

さらに、「中小企業振興ネットワーク」については、資金がネットワーク内を経由することにより不適切な取引に繋がる事例が上記のようなケース以外でもみられるなど、当行財務面に大きな負担となり、経営破綻に大きく影響するところとなりました（詳細は次項参照）。

#### （４）「中小企業振興ネットワーク」関連取引の問題点

平成 20 年 7 月に設立された「中小企業振興ネットワーク」（以下、「ネットワーク」）は、平成 22 年 5 月 27 日時点で、「正会員」、「産業機能別ネットワーク」、「業務機能別ネットワーク」、「金融機能別ネットワーク」の各加盟企業、「事務局」をあわせて合計 136 社（平成 22 年 10 月 22 日時点では 100 社まで減少）により構成されていました。ネットワーク自体は、中小企業振興の趣旨で設立されたものでありましたが、当行の経営が難しさを増す中で、その実態が変容していくこととなりました。

今回の破綻を受けて、改めて「ネットワーク」に関する調査・分析を行った結果、以下のような問題点が認められました。

- ① 当行の融資業務として適切性を欠くと思われる取引が、ネットワーク企業を経由することにより実施されました。

具体的には、

- (イ) 上記の事例にあるように、保証履行能力の乏しい保証会社等に対し、ネットワーク企業経由で転貸された当行の融資資金で自らの融資の保証履行を行わせている事例、
- (ロ) 当行融資資金を、ネットワーク企業を経由して他のネットワーク企業に転貸することで、当行が直接融資した場合には大口信用供与規制の対象になるような取引を回避しているとの疑いがある事例、
- (ハ) 当行が保有する不良債権をネットワーク企業を介して第三者に資金供給することで、当該第三者に帳簿価格で引き取らせている事例、
- (ニ) 融資先が保有する不良債権をネットワーク企業を介して第三者

に資金供給することで、当該第三者に帳簿価格で引き取らせている事例、

(ホ) 当行の自己査定マニュアル上、「正常先」の判定基準である「財務内容に特段問題がない」の検証事項の中で、『元利金の支払いに延滞がなく、返済猶予の申請が提出されていないほか、監査法人による監査報告書もしくは専門家による事業計画の評価書を得ており、赤字や債務超過でない、あるいは黒字化や債務超過の解消が示されている場合は、「財務内容に特段問題ない」と判断する。』とされていましたが、この判断基準を踏まえ、元利金延滞が懸念される当行債務者に対し、当行がネットワーク企業に融資した資金が転貸等を通じて提供され、当行からの直接融資先の債務者区分を「正常先」としていた事例、

(ヘ) 当行からネットワーク企業経由で転貸された資金が他のネットワーク企業による当行株式取得の原資となり、当行の資本調達を助けている事例、

等が見受けられました。

② 当行から主なネットワーク企業に対する資金の流れの概要をつかむため、平成22年6月の行内調査を基にネットワークに関連する企業を中心とした大口先116社のデータにつき検証しました。これによれば、116社全体への融資総額は3,456億円となっている一方、116社全体の運用資金（貸付、出資金等）は、当行からの融資総額と概ね同額の3,762億円でした。

当行からの融資総額3,456億円のうち、(イ) 当行株式等に投資されている資金（当行融資の転貸を受けたネットワーク企業が当行株式もしくは劣後ローンの取得に充当している資金）が346億円に上ったほか、(ロ) 様々なファンド等に819億円が運用されております。

(イ) については、当行破綻により価値が大きく毀損しております。

(ロ) についても、SFCG 関連ファンド（383億円）については、当行が(株)SFCGから買い取った商工ローン債権が、(株)SFCGの破綻で保証履行を受けられなくなったため、ネットワーク関連企業が代位弁済することとなりましたが、その際の際の原資を供給するものであったことから、収益性に乏しいと思われれます。また、その他の不動産ファンドについても、平成22年6月時点で、既に4割以上の評価損を計上しており、今後ファンドとの関係を精算していった場合、当行資産価値の毀損が一層拡大する可能性も懸念される状況にあります。

③ 本来、ネットワークは、自立した事業基盤を持つ健全企業により構成されることを前提としていますが、実際には、資金調達面で当行からの融資に依存していることに加え、各社の事業・損益自体も

当行業務もしくはネットワーク関連先企業からの需要に大きく依存し、必ずしも自立した事業・収益基盤を持っているとはいえない先がみられます。ネットワークに参加している企業が全てこのような実態というわけではありませんが、多くの企業でこのようなケースに当てはまります。

このため、一旦ネットワーク企業の活動が停滞し始めると、個々の財務内容の厳しさが表面化するとともに、相互連関的に各社の企業価値が劣化していく可能性を内包していることから、今回、当行が破綻に至る過程では、こうした相互連関性が全般的な債務者区分の悪化を通じて、資産価値の劣化に大きく影響したものと考えられます。

- ④ 以上を総括して言えば、当行が中心となり、独自に構築したネットワークを通じた取引は、当行自身の収益状況が厳しい中であって、中小企業振興という当初の趣旨から逸脱することにより、当行の不適切な取引を幫助する役割を果たし、結果的に当行の財務面に負荷を残すこととなり、経営破綻の原因となるものでした。

こうした問題が発生した背景としては、業容拡大を目指して、ネットワーク企業への大口融資を推進していく過程で、これまで当行の大口融資先の決算書、資金繰り表等資料の徴求・整備が不十分であるなど、大口融資先の審査資料や自己査定資料が管理されていないほか、独立した審査部門による審査がなされておらず、牽制機能が発揮されていない等、管理態勢上の重大な不備があった点があげられます。

## (5) 債権譲受けによる二重譲渡問題

当行は、ノンバンク等からの債権買取りの一環として、平成20年以降、(株)SFCG(平成21年2月23日民事再生手続開始申立、同年3月24日同手続廃止、同年4月21日破産手続開始決定)から合計1,254億円の商工ローンの債権譲受けを受けました。

しかし、同社の民事再生手続の過程で、これら債権のうち相当額が当行以外の先(信託銀行等)に二重譲渡されていたことが判明しました。また、債権の帰属に関する訴訟では、登記日付の先後により帰属を判定する内容の判決が続いたため、同判決に基づけば当行が劣後すると判断される債権については、最終的に資産価値が毀損しているものと考えざるをえない状況となりました。

こうした問題が発生した背景としては、業容拡大を目指して、ノンバンク等からの債権譲受けを推進していく過程で、コンプライアンス上の問題(詳細は次項参照)もあり、たとえば、債権の帰属に関する登記等の確認が十分に行われていないなど、審査担当部署による適切な審査・管理が行われなかった点があげられます。



## (6) ガバナンス・コンプライアンス上の問題点

当行の法令遵守については、上記(4)のネットワーク企業関連の取引の問題点において列挙された各種事例にみられるとおり、適切さを欠くと思われる取引が実行されていたという問題が認められます。

こうした取引の実行に当たっては、当行が長期間に亘り木村剛元会長による実質的な支配下にあり、委員会設置会社でありながら、執行役による責任ある業務の遂行、取締役会による業務の監視という役割分担が十分に機能するような内部統制が図られていなかった事実が認められます。例えば、木村剛元会長が、当時は取締役会長として執行役会に出席し、実質的に執行役会の意思決定に強い影響力を持っていたほか、大口融資の審査に当たって取締役会へ付議基準となる融資額が徐々に引き上げられ、下位の内部組織による専決で融資が実行可能になるといった制度変更が行われていました。さらに、ネットワーク企業との関連においても、木村剛元会長はネットワークの最高意思決定機関である「理事会」の理事長を務め、ネットワーク参加企業の業務全般に強い影響を及ぼしていました。

このように、当行は、ガバナンス・コンプライアンス体制面で、木村剛元会長の経営方針に対して適切な牽制をかける内部統制が機能しておらず、事実上、木村剛元会長個人の意向に基づき、当行及びネットワーク全体が運営されている状況にありました。

## (7) 小括

以上にみるとおり、設立当初から厳しい収益状況が続く中、木村剛元会長による業務拡大に向けた経営方針の変化を受けて、ノンバンク等からの債権譲受け、ネットワークの構築と同関連企業への融資伸長に傾斜していくことになりました。

しかしながら、木村剛元会長の経営推進に対する適切な牽制が効かないなど、当行の内部統制が十分機能せず、新たな業務に見合ったリスク管理体制も構築されなかったため、平成22年9月10日に経営破綻に至ったものと考えられます。

### 3. 管理を命ずる処分までの状況

#### (1) 業務停止命令を受けるまでの状況

当行は、平成16年4月に銀行免許を受け、同月、銀行業務を開始しました。これまで金融庁より3回の検査（平成17年10月、同19年4月、同21年5月）を受検し、初回、第2回の検査結果を受けて、法令遵守、顧客保護等、各種リスク管理態勢等についての改善が経営上の課題として意識されることとなりました。こうした中、経営陣は、業績が厳しい状況にあって、債権買取り等を積極化する等、経営方針を大きく転換したこともあり、資産査定上の問題やネットワーク企業との関係における問題等の発生に繋がっていきました。

第3回目の検査においては、当時の経営陣は、問題を隠蔽する姿勢が認められ、検査に対して非協力的な姿勢に終始し、抵抗するなどした結果、法令違反となる検査対応がみられました。また、信用リスク管理に関する態勢面の問題、ネットワーク企業等との取引にかかる法令遵守、顧客保護等の問題も判明したため、平成22年5月27日、金融庁より一部業務停止命令及び業務改善命令を受けるに至ったものです。

#### (2) 管理を命ずる処分までの状況

当行は、上記の一部業務停止命令及び業務改善命令を受け、経営改善に取り組んでいました。しかしながら、大口債務者の信用状況を適切に確認するための実態把握や自己査定マニュアルの改正等を行った上で、資産査定を実施した結果、多額の貸倒引当金（2,000億円）の追加計上が必要となり、平成22年6月末時点において1,870億円の債務超過であることが判明しました。

これを受けて、自己資本充実策を模索したものの、債務超過の解消には至りませんでした。このため、平成22年9月10日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行うに至ったものです。

## II. 日本振興銀行株式会社の業務及び財産の状況

### 1. 与信業務

前章で俯瞰した内容と一部重なりますが、当行の与信業務の特色を改めて整理すれば、①親密な大口融資先（「ネットワーク企業」）への融資が近年急激に増加し、全融資額の7割以上を占めていること、②(株)SFCG等ノンバンクからの譲受け債権が貸出金残高の約1割に達していること、③業種別に見ると、サービス業、金融業、不動産業向けで全体の3分の2を占める構造になっていること等の点が挙げられます。当行では、こうした業容の急拡大に見合った適切な与信管理を行ってこなかった結果、多額の貸倒引当金の追加計上を迫られるに至りました。また、ノンバンクからの譲受け債権については、現状、過払債務が発生し、債権が一部毀損しております。

今後につきましては、金融仲介機能の維持に配意しつつ、民事再生手続に則った処理を進めてまいります。また、与信管理を強化することで貸出資産の劣化を抑えつつ、不良債権の回収にも努めてまいります。

<貸出残高推移（外貨含まず）>

（単位：億円、%）

	19年3月末		20年3月末		21年3月末		22年3月末	
		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	279	100.0	829	100.0	3,134	100.0	4,219	100.0
内大口融資（1億円以上）	8	2.9	79	9.6	1,464	46.7	3,160	74.9
内ノンバンクからの譲受分	7	2.5	472	57.0	1,319	42.1	459	10.9
貸倒引当金	△19	--	△28	--	△33	--	△122	--

<業種別貸出残高推移（外貨含まず）>

（単位：億円、%）

	平成19年3月末		平成20年3月末		平成21年3月末		平成22年3月末	
		構成比		構成比		構成比		構成比
サービス	--	--	232	28.01	819	26.14	1,293	30.67
金融保険	--	--	106	12.80	966	30.83	1,103	26.16
不動産取引	52	18.72	185	22.33	192	6.15	462	10.97
建設	39	14.17	79	9.55	338	10.80	380	9.03
製造	--	--	63	7.65	205	6.56	182	4.32
その他	187	67.08	163	19.66	611	19.51	795	18.85
合計	279	100.00	829	100.00	3,134	100.00	4,219	100.00

単位未満：切り捨てのため、合計とは必ずしも一致しない。

## 2. 預金業務

当行の預金業務は、ごく少額の別段預金を事務の整理上設けている他は、基本的に定期預金のみの取扱いとなっています。

元来のビジネスモデルがミドルリスク・マネーの供給を標榜していたことに加え、特に、近年は、業容の拡大を図るため、他行と比較して著しく高い金利により預金の獲得を行ってきました。

当行では、平成 22 年 9 月 10 日の「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」以降、店頭表示金利の引下げを行っておりますが、今後とも適正な調達金利を設定していきます。

<預金残高推移（外貨含まず）>

（単位：億円、%）

	19年3月末		20年3月末		21年3月末		22年3月末	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	578	100.0	1,275	100.0	4,024	100.0	5,931	100.0
内定期性預金	575	99.65	1,273	99.84	4,021	99.95	5,927	99.93
内流動性預金	2	0.35	2	0.16	2	0.05	4	0.07

単位未満：切り捨てのため、合計とは必ずしも一致しない。

<預金金利の状況>（平成 22 年 3 月末現在）

（単位：%）

当行 （総預金利回り）	銀行定期預金平均 （3カ月以上6カ月未満）
1.48	0.296

（出典：日本銀行金融経済統計月報）

一 破綻後の当行預金金利（新規預入分）は、他の銀行の預金金利を参考にしながら、下記のとおり改定。

1 か月もの 0.030%

1 年もの 0.030%

3 年もの 0.040%

5 年もの 0.040%

（平成 23 年 2 月 2 日現在）

## 3. 投資等業務

### （1）投資有価証券

投資有価証券につきましては、流動性確保の観点から、国債を中心に運用してきました。平成 23 年 2 月現在では、殆ど現金化されています。現在、若干の投資有価証券が残存しておりますが、可能なものから、順次、処分する方針です。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成22年3月末の 評価損益
投資有価証券	23,688	34,028	42,580	191,227	849
国債・地方債	22,262	31,434	39,999	180,227	1
社債	300	901	419	6,300	0
株式	263	274	689	2,300	848
その他	2,862	1,416	1,471	2,400	0
貸付有価証券	0	0	0	0	0

単位未満：切り捨てのため、合計とは必ずしも一致しない。

(2) 商品有価証券

当行は、商品有価証券を保有していません。

(3) 投資信託

当行は、投資信託の取扱いはありません。

4. 外為業務

当行は、外為業務の取扱いはありません。

5. 固定資産の状況

保有固定資産の状況は以下のとおりです。今後は、業務運営上必要不可欠のもの以外は、順次処分する方針です。

<固定資産の状況> (22年3月末)

(単位：百万円)

	土 地			建 物	
	簿 価 取得価格	評価額	含み損益	簿 価 取得価格	簿 価 減価償却後
営業用不動産	3,924	2,392	△1,531	400	348
所有不動産	0	0	0	347	---
合 計	3,924	2,392	△1,531	747	348

6. 不良債権の状況

当行の不良債権は、景気の低迷に加え、今後、当行の経営破綻に伴う債務者の状況悪化等により増加することも懸念されますが、今後とも不良債権の管理・回収体制を強化して不良債権の増加を抑制するよう努めてまいります。

<リスク管理債権の状況>

(単位:百万円、%)

区 分	21年3月期		22年3月期		22年9月期	
	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権額	317 ( 2.13)	0.10	118 ( 0.47)	0.03	1,134 ( 0.44)	0.26
延滞債権額	14,591 (97.87)	4.65	24,638 (99.53)	5.84	257,110 (99.56)	59.42
3ヵ月以上延滞 債権額	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和 債権額	-	-	-	-	-	-
合 計	14,908 (100)	4.75	24,757 (100)	5.87	258,244 (100)	59.68

※( )書は、リスク管理債権合計額に対する比率

<金融再生法に基づく開示債権の状況>

(単位:百万円、%)

区 分	21年3月期		22年3月期		22年9月期	
	金額	債権の 占める割合	金額	債権の 占める割合	金額	債権の 占める割合
破産更生債権等	2,935	0.93	2,285	0.53	126,379	29.13
危険債権	12,745	4.04	23,335	5.51	132,280	30.49
要管理債権	-	-	-	-	-	-
正常債権	299,572	95.03	397,977	93.96	175,205	40.38
合 計	315,253	100.00	423,570	100.00	433,864	100.00

## 7. 子会社・関連会社の状況

当行の子会社・関連会社はありません。

(注) 法令等の規定に基づき、「子会社」は、総株主議決権の過半数を有する先、「関連会社」は、同 20%以上を有する先です。

## 8. 財務全体の状況

預金保険機構が金融整理管財人に選任され、当行の資産の状況をこれまで調査した結果に基づき、改めて当行の財務全体の状況をまとめると別表の通りです。

【参考】預金保険機構は、資産査定結果などを踏まえ、預金保険で保護されない部分の預金等に係る概算払を実施しています。

(別表) 概算払率の算定に用いた日本振興銀行の資産評価等の概要

単位：百億円

	破綻日の 残高 (注2)	評価額	備考
資産			
現金預け金	15	15	時価をベースに発行体の信用リスク等を考慮して算定。 清算価値による評価。 鑑定評価、換算価値を踏まえ個別評価。 換算価値を踏まえ個別評価。 事業譲渡までの期間損失、事業譲渡費用等 (注3)。
有価証券	5	4	
貸出金	43	6	
有形・無形固定資産	1	0	
その他資産	1	0	
諸費用	—	△3	
資産合計	64	22(a)	
負債			
預金	58	58	劣後借入であるためゼロ評価。 二重譲渡・過払に起因として発生する可能性のある不当利得返還債務等。
借入金	1	0	
その他負債	2	31	
負債合計	61	89(b)	

(注1) 単位未満は四捨五入。

(注2) 9月10日時点の日計表に基づく残高。なお、2010年6月末基準では、貸倒引当金として△20百億円計上。

[参考]貸出金の分類額等

分類額	評価額	備考
I分類 2	2	II分類は1/2、III・IV分類は全額を損失として見込みゼロ評価。 買取債権は過払等の可能性を考慮しゼロ評価 (IV分類)。
II分類 8	4	
III分類 19	0	
IV分類 14	0	

※貸出金のI～IV分類額は平成22年12月7日時点での分類結果。

(注3) 破綻後に発生するものであることから、資産の控除項目として計上。

$$\text{概算払率} = \frac{\text{資産合計 (a)}}{\text{負債合計 (b)}} = 25\%$$

## Ⅲ. 日本振興銀行株式会社に係る事業譲渡の見込み

### 1. 基本方針

#### (1) 早期譲渡

民間受皿金融機関を早期に確保するために、受皿候補先の選定のための作業に着手しておりますが、現時点において事業譲渡契約を締結するまでには至っておりません。

今後、原則として(株)第二日本承継銀行を一時的な受皿とした円滑な事業譲渡を平成23年4月25日(予定)に行うことにより、金融仲介機能の維持に努めます。

#### (2) 資産の劣化防止

与信管理を強化する等して、資産の劣化を防止することにより、企業価値の劣化を防ぎ、金融機関としての信認を取り戻すとともに、お客様の信頼回復に全力を尽くしていきます。

#### (3) 経費の節減

我が国で初めての預金等の定額保護による破綻処理となったことを踏まえ、円滑な事業譲渡を推進していくため、各種法的手続等に必要な経費を適切に支出しつつ、人件費・物件費等の営業経費の節減に努めます。

#### (4) 再承継(民間受皿)金融機関の早期確保

(株)第二日本承継銀行に事業譲渡されるまでの間、引き続き金融整理管財人の管理の下で業務は継続されることから、(株)第二日本承継銀行とも協力のうえ、早期に再承継(民間受皿)金融機関を確保できるよう一層努めます。

### 2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な継続及び善意かつ健全な取引先の保護のため、(株)第二日本承継銀行への円滑な事業譲渡を行うよう最大限努めます。

### 3. 事業譲渡の見込み

(株)第二日本承継銀行とも協力しながら、早期に最終受皿に対して事業譲渡できるよう努めます。

最終的な事業の承継先となる民間受皿金融機関については、当行としての事業特性や善意かつ健全な中小企業等を中心とする取引先への配慮を念頭に置いて、早期に確保できるよう努めます。